

熊本市・富合町

合併協議会だより

第4号

2007.9 Vol.4

CONTENTS

- 第5回合併協議会開催状況……………2
 - 報告事項・承認事項……………2
 - 提案事項……………6
- 合併Q & A……………8
- 合併協議項目進捗状況……………8



雁回館と金峰山

熊本市・富合町合併協議会

第5回 熊本市・富合町合併協議会開催

とき 平成19年7月3日(火)
ところ KKRホテル熊本

議員専門部会へ付託された事項のうち、承認を受けた「地域自治組織等の取扱い」と合併市町村基本計画の素案について会長へ報告がありました。
また、前回提案15件の協議項目のうち14件(一部承認含む)が承認されたほか、今回は14件の協議項目が提案されました。



報告事項

▼第3回議員専門部会報告

1 協議第8号 地域自治組織等の取扱いについては、次のとおり協議会に報告しました。

- 合併時に富合町の区域に「富合町合併特例区」を設置する。
- (1)名称は富合町とする。
- (2)設置期間は、合併の日から5年間とする。

2 協議第11号 合併市町村基本計画については、熊本市・富合町・新市基本計画(素案)について、協議会に提案しました。

承認 富合町に合併特例区を設置

承認された項目

▼協議第8号 地域自治組織等の取扱い

○合併時に富合町の区域に「富合町合併特例区」を設置します。名称は富合町とし、設置期間は合併の日から5年間とすることが承認されました。

合併特例区

- 合併後の一定期間(5年以内)、合併前の市町村を単位として、特別地方公共団体である合併特例区(法人格や予算編成権、人事権等を有する。)を設置することができ、規約で定める次のような事務を処理することができます。
- 1. 合併前の市町村において処理されていた事務であって、一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの。
- 2. その他合併特例区が処理することが特に必要な事務。

※合併特例区規約等については、別途協議します。

▼熊本市の介護保険料の現状

基準額		熊本市
所得段階	対象になる方	保険料率
第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で、住民税非課税世帯	基準額×0.50
第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.50
第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	基準額×0.75
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	基準額×1.00
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満	基準額×1.50
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上	基準額×1.75
納期	4月～翌3月 12期	

▼協議第12号 特別職の身分の取扱い

- 次のとおり取り扱うものとして承認されました。
- 常勤の特別職(教育長を含む)
- 富合町の常勤の特別職(教育長を含む)については、失職するものとします。
- 非常勤の特別職
- 富合町の非常勤の特別職のうち行政委員会の委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかるとする事務事業の内容に沿って協議、調整を行います。
- また、富合町の農業委員会委員及び消防団員の取扱いについては、別途協議を行います。

▼協議第22号 介護保険事業の取扱い

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。

- 家族介護者教室開催
- 家族介護者リフレッシュ事業
- 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業
- 熊本市のみの事業であり、第3期介護保険事業計画期間中(平成18～20年度)は現行のままとし、第4期介護保険事業計画(平成21～23年度)から富合町を含む新市の事業として継続します。
- 介護保険料
- 第3期介護保険事業計画期間中は現行のままとし、第4期介護保険事業計画から、熊本市の制度に統合します(右表参照)。
- 食の自立支援事業
- 富合町のみの事業であり、第3期介護保険事業計画期間中は現行のままとし、その後の取り扱いについては、平成20年度までに検討します。

協議第25号 広報広聴関係事業の取扱い

○合併時に熊本市の制度に統合するものとして承認されました。ただし、広報紙の配布方法については、別途協議を行います。

■行政相談
市政に対する相談や要望等を受けているほか、弁護士、税理士等による特別相談などを開催しています。

■広報紙
市政の動きや市からのお知らせを市民の皆さんにお伝えする広報紙「市政だより」を毎月1回発行しています。

協議第26号 納税関係事業の取扱い(その2)

■コンビニエンスストアでの市税収納
熊本市のみの事業(軽自動車税(平成19年度実施)、市県民税・固定資産税(平成20年度実施予定)であり、合併後は富合地域を含む全市域を対象として、事業を継続するものとして承認されました。ただし、電算システムの開発が整い次第実施します。

協議第28号 交通関係事業の取扱い

○合併時に熊本市の制度に統合するものとして承認されました。

- 交通傷害保険
保険料 1□480円(1人2□まで)
- ・保険金 5千円から12万円(治療期間による)、限度額100万円(死亡等)
- 交通安全協会補助金
富合町交通安全協会補助金は、合併時に廃止します。

※富合町の警察署管轄区域(宇城警察署)が現状のままであった場合は、別途検討

協議第30号 保健衛生事業の取扱い(その2)

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。

- 肺がん検診、胃がん検診(胃透視検査)、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
- 妊婦健診、結核健診
- インフルエンザ予防接種 個別予防接種

合併時に熊本市の制度に統合します(右表参照)。ただし、子宮がん検診・乳がん検診の対象者の年齢は、合併年度または合併次年度に富合町が、全年齢受診とし、翌年度から偶数年齢とします。ま

▼検診・健診・予防接種の現状(概要)

区分	熊本市	富合町
肺がん検診	対象者 40歳以上で検診を受ける機会のない方 実施期間 4月～1月 実施場所 検診車により地域(校区ごと)を年2回巡回 費用 胸部X線検査 無料 喀痰検査 500円	40歳以上の希望者 7月ごろ7日間 雁回館および地区公民館 胸部X線検査 400円
胃がん検診	対象者 40歳以上 実施期間 4月～1月 実施場所 検診車により地域(校区ごと)を年2回巡回 費用 1,000円	40歳以上 9月ごろ5日間 雁回館 1,200円
大腸がん検診	対象者 40歳以上 実施期間 4月～1月 実施場所 検診車により地域(校区ごと)を年2回巡回 費用 300円	40歳以上 7月ごろ7日間 雁回館および地区公民館 500円
子宮がん検診	対象者 20歳以上の偶数年齢 実施期間 個別 4月～3月 集団 1月～2月 実施場所 医療機関および旧飽託4町(検診車) 費用 1,000円	20歳以上の奇数年齢 7月か8月ごろ2日間 雁回館 1,000円
乳がん検診	対象者 40歳以上の偶数年齢 実施期間 個別 4月～3月 集団 1月～2月 実施場所 医療機関および旧飽託4町(検診車) 費用 40歳代(2方向撮影) 1,500円 50歳以上(1方向撮影) 1,100円	40歳以上の奇数年齢 7月か8月ごろ2日間 雁回館 40歳代(2方向撮影) 1,700円 50歳以上(1方向撮影) 1,200円
妊婦健診	対象者数 妊婦 回数 妊婦一般健診 2回 妊婦精密健診 1回 超音波検査(35歳以上) 費用 無料	妊婦 妊婦一般健診 2回 妊婦精密健診 1回 無料
結核健診	対象者 65歳以上で検診を受ける機会のない方 実施期間 4月～1月 実施場所 検診車により地域(校区ごと)を年2回巡回 費用 無料	65歳以上の希望者 7月ごろ7日間 雁回館および地区公民館 400円
インフルエンザ予防接種	対象者 ①65歳以上の希望者 ②60～64歳で心臓、腎臓、または呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害が身体障害者手帳1級に該当する方 ③生活保護世帯の20歳以上65歳未満の方 実施期間 10月～12月 費用 無料	①65歳以上の希望者 ②60～64歳で心臓、腎臓、または呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる機能障害が身体障害者手帳1級に該当する方 11月～12月 2,500円

を行います。

た、富合町での実施場所については、当分の間、現在の場所にて行います。

■基本健康診査
医療制度改革に伴い、平成19年度で基本健康診査は終了します。平成20年度から医療保険者が行う特定検診へ移行するため、その手法については検討していきます。

富合地域の乳幼児医療費は個人負担が軽減します

協議第31号 各種福祉制度の取扱い(その2)

○合併時に熊本市の制度に統合するものとして承認されました。

■乳幼児医療費助成(下表参照)

▼熊本市の乳幼児医療費助成制度

保険診療内容	無料年齢	500円負担年齢
医科(入院・通院)	2歳まで	3歳～就学前まで
歯科	4歳まで	5歳～就学前まで
保険薬局	就学前まで	

- 市内の医療機関で診療を受けた場合は、基本的に医療機関で無料または500円負担(保険診療分のみ)の取り扱いになります。
- 1か月に1つの医療機関で、入院・通院別で医療費が2万1千円を超えた場合や市外の医療機関で受診した場合などは、申請に基づき返還を行います。

■敬老の集い
おおむね60歳以上の高齢者を対象に講演会やアトラクションなどの催しを9月下旬に開催しています。

■敬老祝品支給等
敬老祝品・満百歳者表彰 80歳、88歳、101歳以上の方。また満100歳の誕生日を迎える方に祝品などを贈呈します。

※金婚夫婦祝品 熊本市制度なし
■災害見舞金等
■火災による死亡

1人につき 5万円
全壊・全焼 1世帯につき 2万円
半壊・半焼 1世帯につき 1万円
床上浸水 1世帯につき 5千円
重傷 1人につき 7千円
ひとり親家庭等医療費助成事業
ひとり親家庭に医療費の一部を助成しています。

▼協議第33号 環境対策事業の取扱い (その2)

○熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、事業を継続するものとして承認されました。

■人工かん養促進事業
地下水かん養を図るため、連棟式のビニールハウスに降った雨水を浸透させる施設を設置する方に助成を行います。
・助成額 市が定める基準工事費か、申請工事費のいずれか低い工事費の10分の9

■水資源有効活用促進事業
水資源の有効利用を図るため、下水道の整備により不用となった浄化槽を雨水貯留槽に転用する方、また、個人住宅の

屋根に降った雨水を貯留する雨水貯留タンクを設置する方に助成を行います。
・雨水貯留槽 工事費の3分の2以内助成(限度額:7万円)
・雨水貯留タンク 工事費の3分の2以内助成(対象200ℓ以上、限度額:3万5千円)

富合地域の農業用排水・用排水施設など
地元負担が軽減します

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その2)

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。
■農業振興地域整備計画変更 合併後3年をめどに、統合のための計画変更を行います。
■農業振興地域整備促進協議会 合併後、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の協議会に統合します。
■農業構造改善事業補助金 平成21年度まで現行どおり継続します。
■農業生活研究グループ連絡協議会補助

■金
熊本市のグループ(3支部14グループ)に加わり活動することとし、富合町の補助金は廃止します。
■農産物新品種導入補助金
■酪農ヘルパー補助金
合併後3年間は現行のままとし、その後富合町の補助金は廃止します。

■生産体制強化対策事業
農業経営の安定化を図るため、生産体制強化のための組織活動に対する支援、農産物の品質向上、生産体制の確立のための支援などを行っており、合併時に熊本市の制度に統合します。

■畜産振興事業
畜産経営の安定化を図るため、組織活動に対する支援や高品質生産能力を有する家畜の生産および防疫に対する支援を行っており、合併時に熊本市の制度に統合します。

■基盤整備事業
■単県土地改良事業
■農業用施設災害復旧工事 合併時に熊本市の制度に統合します(左表参照)。

▼熊本市の農業にかかる整備事業等

基盤整備促進事業 (団体営)			
農業用排水施設負担率	国50% 市35%	県15% 地元0%	
農業用水施設負担率	国50% 市21%	県15% 地元14%	
暗渠排水負担率	国50% 市21%	県15% 地元14%	
農道整備負担率	国50% 市35%	県15% 地元0%	
経営体育成基盤整備事業 (県営)			
圃場整備負担率	国50% 市11.25%	県27.5% 地元11.25% (別途6割を補助)	
単県土地改良事業			
用排水施設、農道整備負担率(自治体主体)	県40% 市60%	市60% 地元0%	
用排水施設負担率(土地改良区主体)	県40% 市24%	市36% 地元24%	
農業用施設災害復旧工事 (補助)			
1カ所の事業費が40万円以上			
負担率	農地	国50% (残り50%を市60%)	地元40%
	施設	国65% (残り35%を市100%)	地元0%
農業用施設災害復旧工事 (市単独事業・補助)			
1カ所の事業費が6万円以上40万円未満			
負担率	農地	市50%	地元50%
	施設	市100%	地元0%

■農業委員会あつせん基準
合併時に熊本市のあつせん基準に統合します。
■農業委員会諸証明手数料
合併時に熊本市の制度に統合します。
・農地に関する証明 1件300円
ただし、許認可などの事務の一環として地方公共団体に提出する農地基本台帳記載事項証明は無料となります。

▼協議第35号 商工・観光関係事業の取扱い(その2)

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。
■商工会補助金
富合町商工会への補助金は、現行どおり存続します。
■企業立地促進事業
合併時に熊本市の制度に統合します。

ただし、合併時に富合町工場等設置奨励条例に基づき指定を受けている企業などについては現行どおりとします。

■中小企業団体支援事業
■中小企業金融対策事業
■経営相談事業
■労働環境・福祉向上事業



中小企業に対する様々な支援事業等は、熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、事業を継続します。

**富合地域の里道整備は
住民の要望に応じ整備します**

▼協議第36号 建設関係事業の取扱い

○次のとおり取り扱つものとして承認されました。

■新規道路の認定



舗装・側溝整備費や登記費用など、熊本市の基準が個人負担の軽減となるため、合併時に熊本市の制度に統合します。

■道路占用料

市道に設置してある電柱などの占用料は、合併時に熊本市の制度に統合します。

■河川の維持管理

富合町域の河川の維持管理について、合併時に熊本市の制度に統合します。

■里道の整備（補助金・交付金）

合併時に熊本市の制度に統合します。
・境界確定されている里道は、住民の要望に応じ熊本市で整備

■市（町）営住宅使用料の算定

合併時に熊本市の制度に統合します。
ただし、富合地域の公営住宅については、当分の間合併前の水準とします。

富合町小中一貫教育

**モデル的事業として継続します
必由館・千原台高校も通学区域**

▼協議第40号 教育関係事業の取扱い

（その2）

○次のとおり取り扱つものとして承認されました。

■小中一貫教育（教育特区）

富合町独自の事業で、特色ある教育がなされているモデル的事業であり、合併後も新市（富合地域）の事業として継続します。

■通学区域（高等学校）

熊本市立の必由館・千原台高等学校については、富合地域においても通学区域内とします。

※県立高等学校の通学区域については、県教育委員会の取り扱いです。

■地域公民館への補助金

合併時に熊本市の制度に統合します。

■運営費 1館につき15万円以内支給

・建設費 経費の50%支給、最高750万円以内

・営繕費 経費の60%支給、最高60万円以内

・借家料 年額に3分の1を乗じて15万円を超えない額



■学校図書館充実事業

合併時に熊本市の制度に統合します。

■司書業務補助員 全小中学校に配置

■図書整備 全体的な計画の実施

■図書流通 学校図書館の蔵書情報の一元管理

・図書館資源ネットワーク 学校間や市立図書館をネットワークで結び、図書の物流システムを構築し、児童生徒の読書や授業を支援

■育英奨学金（育英事業）

合併時に熊本市の制度に統合します。

ただし、合併前の貸付継続者・返還者は、それぞれ貸付・返還が完了するまでは従前の制度を適用します。

・貸付額（月額）

高校等（国公立）	18,000円
高校等（私立）	30,000円
大学等（国公立）	42,000円
大学等（私立）	51,000円

■青少年育成会議

合併時に富合町青少年育成町民会議は、熊本市青少年健全育成連絡協議会に統合します。

■青少年健全育成事業

合併時に熊本市の制度に統合します。

富合町の補導部会が行っている街頭補導については、熊本市青少年指導員委嘱形態へ。また、防犯部会活動は、熊本市防犯協会の制度等に統合します。子ども会スポーツ大会は、子ども会予算で実施するか、中学生を含めた大会に変更し、中学生地域交流推進事業として実施します。

▼協議第41号 選挙管理事務の取扱い

○富合地区の投票区（現在8投票区）の区割りについては、合併時までには有権者数および地理的条件を考慮し、見直しを検討することが承認されました。

ただし、農業委員会の選挙管理事務の取り扱いについては、別途協議を行います。

富合町の防犯灯設置 補助率アップ

維持管理費へも補助

▼協議第42号 その他の事業の取扱い

（その2）

○合併時に熊本市の制度に統合するものとして承認されました。

■防犯協会

富合町防犯協会は、熊本市の校区防犯協会の取り扱いとなります。

※富合町の警察署管轄区域（宇城警察署）が現状のままであった場合は、関係機関と検討を行います。

■熊本市の校区防犯協会は、防犯パトロール、防犯灯設置、少年非行防止など多岐にわたる活動を行っています。

■防犯灯設置補助金

・防犯灯設置 地区防犯協会から町内自治会等へ工事費等の5割を補助
・防犯灯の維持管理 町内自治会等へ、1灯につき2千円（年額）を補助



継続審議となった項目

.....

▼協議第21号 国民健康保険事業の取扱い（その1）

■国民健康保険料（税）率等

徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の保険料方式に統合することで提案しましたが、「慎重に検討するべきではないか」との意見があり、継続審議となりました。

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い（その2）

■農区長制度

熊本市のみの制度であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、制度を継続することで提案しましたが、「JAつきと協議中である」との意見があり、継続審議となりました。

合併特例区関連の事業を提案!

提案された項目

▼協議第19号 町名・字名の取扱い
次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

○熊本市の区域内の町名については、現行どおりとする。

○富合町の区域については、「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。

例

下益城郡富合町大字榎津〇〇番地△
熊本市富合町榎津〇〇番地△

▼協議第21号 国民健康保険事業の取扱い(その2)

療養給付支払等基金

富合町の療養給付支払等基金の取り扱い、合併特例区設置期間に、ふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てるものとして、提案がありました。



町員 富合託嘱

合併特例区設置期間は
現状を維持

▼協議第23号 行政連絡機構の取扱い

富合町の嘱託員制度(行政文書等の配布)

を含む)は、合併特例区設置期間の年度内を限度として継続し、その後、熊本市の町内自治会制度に統合するものとして、提案がありました。

▼協議第24号 電算システムの取扱い



熊本市の電算システムに統合するものとし、住民サービスに影響を及ぼすことのないようシステムを調整していくものとして、提案がありました。

▼協議第29号 窓口業務の取扱い

次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

勤務時間外の対応



勤務時間外および土曜・日曜日・祝日の戸籍届けの対応については、熊本市役所本庁舎のみの受付となります。

- 印鑑登録事務
- 住民基本台帳カード交付事務

熊本市の制度に統合します。合併前に富合町が発行していた印鑑登録証および住民基本台帳カードは合併後も有効とします。ただし、本人の申出があった場合は、旧登録証・カードを返還のうえ、有料(印鑑登録証300円、住民基本台帳カード500円)で新しいものを交付します。

▼協議第30号 保健衛生事業の取扱い(その3)

次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

- 健康まつり
- 富合町の健康の里フェスティバルは、合併特例区の事業として実施します。
- ふるさと総合健診
- 腹部超音波検診



富合町のみのも事業であり、合併特例区の事業として実施します。

乳幼児健診

富合町の乳幼児健診は、当分の間現行を継続し、幼児健診については、合併時に熊本市の制度に統合します。

組織育成(母子保健)

富合町の母子保健推進員については、合併後3年間は現行のままとし、その後の取り扱いについては新市において検討します。

5歳児相談

富合町のみのも事業であり、当分の間現行どおり継続します。

■集団予防接種
ポリオ・BCGの集団予防接種は、当分の間現行どおり継続します。

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その3)

次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

- 土地改良事業等補助金
- 熊本市の制度に統合します。ただし、富合町の運営費補助は、平成25年度まで継続します。
- 産業祭負担金



富合町の産業祭は、合併特例区の事業として実施します。

▼協議第35号 商工・観光関係事業の取扱い(その3)

■ふるさと祭事業補助金
富合町のみのも事業であり、合併特例区の事業として実施するものとして、提案がありました。

富合町
都市計画区域は
現状のまま！

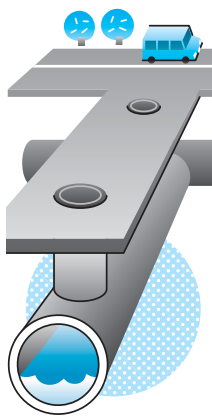
▼協議第37号 都市計画の取扱い

- 都市計画区域
 - 都市計画区域区分
- 現状のまま新市に引き継ぐものとして、提案がありました。

富合町
下水道
普及率を早急に向上

▼協議第38号 下水道事業の取扱い

- 下水道計画
- 次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。



富合町の下水道整備は、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進します。

- 下水道使用料
- 合併時に熊本市の使用料に統合します。

例：20m使用の場合

熊本市	2,240円
富合町	3,150円

富合町
上水道
地区営水道を町営化へ
上水道を計画的に整備

- ▼協議第39号 上水道事業の取扱い
- 次のとおり取り扱うものとして、提案が

ありました。

- 地区営水道（簡易水道）

富合町の地区営水道（簡易水道）は、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぎます。

合併直後の水道料金は、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぎます。

- 上水道事業
- 合併後速やかに富合町の現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進めます。

- 簡易水道組織・補助金
- 富合町の簡易水道組織への補助金は、町営化するため廃止します。

▼協議第40号 教育関係事業の取扱い

次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

- 各種大会等



富合町の町内駅伝大会や町民体育祭などは、合併特例区の事業として実施します。

- 各種体育施設
- 公民館の運営
- 公民館使用料

富合町の体育施設や公民館施設は、合併特例区の管理施設とします。富合町の施設の使用料は、合併時に熊本市の使用料を基に統合します。ただし、

富合地区の住民は、合併特例区の間は減免・免除（現行どおり）の取り扱いとします。

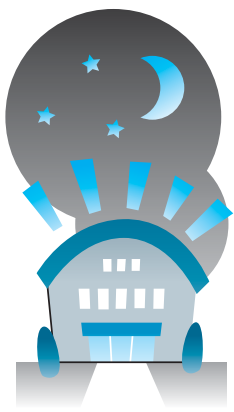
- 公民館学級
- 成人式

富合町の公民館学級や成人式は、合併特例区の事業として実施します。

- 運動施設予約・案内システム

合併時に熊本市の制度に統合します。ただし、富合地区の住民は予約受付開始日を富合地域の運動施設に限り、5年間先行予約（通常より1か月前に予約開始）を行います。

- 学校施設一般開放管理業務



合併時に熊本市の開放時間・料金に統合します。また、開放に必要な管理人の配置を行います

例：運動場夜間開放料金（照明料金含む）

熊本市	午後7時30分～9時30分	1,700円（2時間）
富合町	午後8時～10時	3,200円（2時間）

- 図書館の施設管理運営
- 図書管理

富合町の図書館施設や図書の管理などは、合併特例区の管理施設・事業とします。

- 図書館のサービス
- インターネット予約や移動図書館、郵送貸出など、熊本市の制度に統合します。

- 体育協会
- 文化協会

富合町の体育協会・文化協会は、合併特例区の管理団体とします。

- PTA連合会他公共団体

合併後、5年間は現行のままとします。ただし、熊本市の団体との統合については、随時調整を図っていきます。

- PTA連合会他公共団体への補助金
- 合併後、5年間は現行のままとします。ただし、熊本市の団体との統合した年度で補助金は廃止します。

- 少人数学級

熊本市のみの事業であり、合併の翌年度から富合小学校（3・4年生）に教職員を配置します。

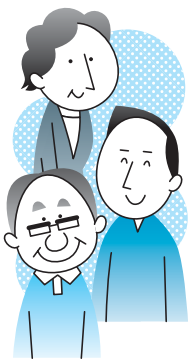
▼協議第42号 その他の事業の取扱い

次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

- 町内自治会活動支援事業

地域コミュニティセンター運営・建設 熊本市のみの事業であり、富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の制度に統合します。

- 行政広報施設補助金



富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行のままとします。ただし、町内自治会制度移行後の富合町マイク放送施設補助については、新市において検討します。

Q 合併のメリットは？

A 市町村の合併には、次のような多くのメリットが期待されます。

● **広域的なまちづくりが可能となります**
合併することによって、より大きな市町村となるため、道路・市街地・公共施設等の整備を効率よく行なうことができ、広域的な視点に立ったまちづくりを進めることができます。

● **住民の利便性と行政サービスの向上が期待できます**
それぞれの市町村が整備してきたスポーツ施設や文化施設などの公共施設を、広い範囲の住民の方々が利用できるようになります。また、これまでは他市町村であった勤務地（外出先）が合併により同じ市町村となれば、住民票などが勤務地の近くの窓口で交付が受けられたり、勤務地に近い保育所が利用可能となるなど、住民の利便性が向上します。また、単独市町村では配置する余裕のなかった専門職の職員を確保・育成することもできるようになります。

● **行財政運営の効率化と基盤強化を行なうことができます**
総務や企画などの管理部門を集約し効率化を図れるため、サービスや事業を直接行なう部門などに必要な職員を配置でき、住民一人ひとりへの対応を充実させることができます。また、広域的な視点から公共施設を配置できるため類似した施設への重複投資がなくなるとともに、重点的な投資による基盤整備などが可能となります。



Q 役場が遠くなって、今までより不便になりませんか？

A 合併後も、それまでの市役所や役場は引き続き「支所」などとして残すことができますので住民票の交付などの身近な行政サービスはこれまでと変わらず受けることができますし、本庁と支所などが情報ネットワークで結ばれるようになれば、ほかの支所などでも行政サービスを受けることが可能となります。

Q 住民の声が届きにくくなりませんか？

A 行政情報を積極的に提供・公開するとともに、住民参加の仕組みを整える工夫をすることにより、住民のみなさんの声を反映させることも可能と考えられます。また、合併前の旧市町村単位に、合併市町村長の諮問に応じて審議し、または意見を述べるができる「地域審議会」を設置することもできるほか、住民自治の強化などを推進する制度として「地域自治区」、「合併特例区」があります。
※富合町においては、「合併特例区」を設置することが承認されました。

Q 中心部だけが発展し、周辺部が取り残されませんか？

A 合併協議会では、合併後の新市の将来ビジョンとなる「合併市町村基本計画」を策定します。この計画の策定にあたって、住民のみなさんの意見を反映させれば、地域の特色を活かした均衡ある発展を図ることができます。

合併協議項目進捗状況

	協議番号	協議項目	提案	承認		協議番号	協議項目	提案	承認
基本的協議項目	1	合併の方式	第2回	◎承認	その他の協議項目	22	介護保険事業の取扱い	第4回	◎承認
	2	合併の期日				23	行政連絡機構の取扱い	第5回	
	3	新市の名称	第2回	◎承認		24	電算システムの取扱い	第5回	
	4	新市の事務所の位置	第2回	◎承認		25	広報広聴関係事業の取扱い	第4回	◎承認
	5	財産及び債務の取扱い	第3回	◎承認		26	納税関係事業の取扱い	第3・4回	◎承認
特例法による協議項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い				27	消防防災の取扱い	第2回	○一部承認
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				28	交通関係事業の取扱い	第4回	◎承認
	8	地域自治組織等の取扱い	第5回	○一部承認		29	窓口業務の取扱い	第5回	
	9	地方税の取扱い	第3回	◎承認		30	保健衛生事業の取扱い	第2・4・5回	○一部承認
	10	一般職の職員の身分の取扱い				31	各種福祉制度の取扱い	第2・4回	○一部承認
	11	合併市町村基本計画				32	清掃事業の取扱い		
その他の協議項目	12	特別職の身分の取扱い	第4回	◎承認		33	環境対策事業の取扱い	第2・4回	◎承認
	13	条例、規則等の取扱い				34	農林水産関係事業の取扱い	第2・4・5回	○一部承認
	14	事務組織及び機構の取扱い				35	商工・観光関係事業の取扱い	第2・4・5回	○一部承認
	15	一部事務組合等の取扱い				36	建設関係事業の取扱い	第4回	◎承認
	16	使用料・手数料の取扱い				37	都市計画の取扱い	第5回	
	17	公共的団体等の取扱い				38	下水道事業の取扱い	第5回	
	18	補助金・交付金等の取扱い				39	上水道事業の取扱い	第5回	
	19	町名・字名の取扱い	第5回			40	教育関係事業の取扱い	第2・4・5回	○一部承認
	20	慣行の取扱い	第2回	◎承認		41	選挙管理事務の取扱い	第4回	◎承認
	21	国民健康保険事業の取扱い	第4・5回			42	その他の事業の取扱い	第4・5回	○一部承認